

論文式試験問題集 [倒 産 法]

【倒産法】

【第1問】(配点: 50)

次の【事例】について、以下の設間に答えなさい。

なお、解答に当たっては、文中において特定されている日時にかかわらず、試験時に施行されている法令に基づいて答えなさい。

【事例】

Aは、個人事業主として、P国 の雑貨を現地で買い付けて日本に輸入し、販売している商店街の店舗で販売するという事業を行っていたが、多額の負債を抱えた上に売上げの不振で資金繰りに行き詰ってしまった。そこで、Aは、弁護士Bに依頼して、令和4年4月1日、破産手続開始の申立てをしたところ、同月10日、Aについて破産手続開始の決定がされ、弁護士Xが破産管財人に選任された。

【設問1】

Aは、破産手続開始の決定がされた時点で、現金90万円を保有している。また、Aが、仕入先であるP国所在の販売店にAの所有物として預かってもらっている500万円相当の雑貨がある（なお、売買代金は支払済みである。）。

Aについて破産手続開始の決定がされた直後の令和4年4月20日、Aの父親であるCが死亡した。AはCの唯一の法定相続人であるところ、Cの遺産としてC名義の銀行口座に600万円の預金が残されていた。また、Cは、10年以上前から生命保険に加入しており、その加入時ににおいて死亡保険金の受取人をAと指定していたため、Cが死亡した場合にはその死亡保険金はAが受け取ることになっていた。この死亡保険金の額は1000万円である。

(1) 以下①から④までの各財産は、Aの破産手続において破産財団に属するか、説明しなさい。

- ① P国所在の販売店に預かってもらっている500万円相当の雑貨
- ② 現金90万円
- ③ Cの遺産である600万円の預金債権
- ④ Cの死亡による1000万円の保険金請求権

(参考条文) 民事執行法施行令

(差押えが禁止される金銭の額)

第1条 民事執行法（以下「法」という。）第131条第3号（法第192条において準用する場合を含む。）の政令で定める額は、66万円とする。

(2) Aは、破産手続開始の時において、自らを受取人とする貯蓄型の医療保険に加入しており、その時点における解約返戻金の額は40万円であった。

破産管財人Xは、この解約返戻金が破産財団に帰属することを前提に、令和4年4月30日、Aの申立代理人Bに対し、解約返戻金を破産財団に組み入れるために医療保険契約（以下「本件保険契約」という。）を解約する予定であると通知をした。

しかしながら、Aは、すぐに新たな職に就くことが難しい上、持病があるため、本件保険契約を解約されてしまうと代わりの医療保険に加入する必要があるところ、その場合には、保険料が従前と比べてかなり高額になることが判明した。

Aの申立代理人Bとしては、本件保険契約を継続するためにどのような手段を探ることが考えられるか。破産財団に関する破産債権者の利益を考慮しつつ、複数の手段を検討して論じなさい。

〔設問2〕

AとDは婚姻していたが、性格の不一致から長期間不仲が続いていたところ、Aの事業の行き詰まりが最後の引き金となり、令和4年2月1日に協議離婚をするに至った。その協議の際、Aは、Dとの間で、離婚に伴う財産分与として、AがDに対し、A名義の登記がある甲不動産（担保権は設定されていない。）の所有権を譲渡するとともに、150万円の支払をする旨の合意をした。Aは、この合意に基づき、協議離婚が成立した時点で既に支払不能に陥っていたにもかかわらず、同年3月1日、Dに対して上記150万円を支払った（以下「本件支払」という。）。また、Aは、甲不動産から退去して新たにアパートを賃借してそこで生活するようになり、現在、甲不動産にはDのみが居住している。もっとも、Aについて破産手続開始の決定がされた時点では、甲不動産に係るDへの所有権移転登記手続はされていない。

- (1) Dは、甲不動産の所有権の移転は財産分与を通じて婚姻中に形成された夫婦の共有財産を清算する性質のものであるため、Aの破産手続において、甲不動産の所有権の移転に係る登記請求は当然に認められるはずだと主張している。この主張の当否について、Xからの反論を踏まえて論じなさい。
- (2) Xは、破産手続開始の決定前にされた本件支払に対して否認権を行使しようとしている。これに対し、Dは、協議離婚の成立時においてAが支払不能に陥っている事実を認識していたものの、上記(1)と同様、本件支払は夫婦の共有財産を清算する性質のものであるため否認権は成立しないと反論している。なお、甲不動産の譲渡と150万円の支払は、財産分与としては相当なものであるとする。

このとき、Xの主張する否認権の成否について、Dからの反論を踏まえて論じなさい。

【第2問】(配点：50)

次の【事例】について、以下の設間に答えなさい。

なお、解答に当たっては、文中において特定されている日時にかかわらず、試験時に施行されている法令に基づいて答えなさい。

【事例】

A株式会社（以下「A社」という。）は、衣服の製造及び販売を業とする株式会社である。A社は、その所有する工場において衣服を縫製しているほか、1棟のオフィスビルを所有し、その1階から3階までの部分を自社の店舗及び事務所として使用し、4階部分（以下「物件甲」という。）をB株式会社（以下「B社」という。）に賃貸している。

A社は、業界全体の売上げが減少傾向にあったことに加え、インターネットを用いた商品の販売に乗り遅れたことも相まって急激に売上げを落としたことにより、令和4年9月頃には資金繰りに窮するに至った。そこで、A社は、同年10月27日、弁護士Cを代理人として再生手続開始の申立てをしたところ、同年11月4日、再生手続開始の決定を受けた。なお、同決定において、債権届出期間が同年12月2日までと定められた。

【設問1】

A社の申立て代理人Cは、令和4年11月7日、電力会社であるD株式会社（以下「D社」という。）から、A社の縫製工場における以下の各時期の供給分に係る電気料金に関し、括弧内に示した約定どおりの支払期限までに支払がされるかどうかについて照会を受けた。A社として当該電気の供給契約を継続する意向である場合に、Cはどのように回答すべきか、説明しなさい。

- ① 令和4年9月分（1日～30日分）（支払期限：令和4年11月10日）
- ② 令和4年10月分（1日～31日分）（支払期限：令和4年12月10日）
- ③ 令和4年11月分（1日～30日分）（支払期限：令和5年1月10日）

【事例（続き）】

A社は、B社との間で、令和3年7月1日、物件甲につき、賃貸期間を同日から2年、月額賃料を60万円（毎月末日までに翌月分の賃料を支払う。）とする賃貸借契約を締結した。同契約において、原状回復費用は賃借人であるB社が負担する旨の合意がされた。B社は、敷金として賃料の10か月分（600万円）を交付し、上記賃貸借契約に基づき、物件甲の引渡しを受けた。B社は、A社についての再生手続開始の決定前において、賃料を支払期限までに支払っていた。

B社は、令和4年8月頃、備付けの空調設備が故障したため、修理費用として60万円を支出していたところ、同年11月30日、A社に対する修理費用の返還請求権を自働債権とし、同年12月分の賃料の支払債務を受働債権として相殺する旨の意思表示をした。

B社は、令和4年12月1日、A社に交付した敷金の返還請求権につき、その交付額が600万円であること及び賃貸目的物の明渡し前であるので再生債権の額は未定であることを示して、再生債権の届出をした。A社は、債権調査手続において、B社が届け出た再生債権の内容を認め、また、届出をした他の再生債権者からも異議は述べられなかった。

その後、令和5年4月3日、A社から、再生債権に関する権利の変更及び弁済方法につき、再生債権者の権利の60%を免除し、その残額を再生計画認可の決定の確定後に弁済することを内容とする再生計画案が提出された。同計画案は、債権者集会において可決された後、同年5月29日、再生計画を認可する旨の決定がされ、同年6月26日、この認可決定が確定した。

B社は、令和5年1月分から同年4月分の賃料をそれぞれ支払期限までに支払ったが、同年5月分及び6月分の賃料を支払うことなく、同月30日、賃貸期間の満了により、A社に対して物件甲を明け渡した。その際、A社は、物件甲につき、原状回復費用として80万円を支出した。

〔設問2〕

- (1) A社についての再生手続において、B社のA社に対する敷金返還請求権はどのように取り扱われるか、A社について破産手續が開始した場合との違いに触れつつ、説明しなさい。
- (2) 【事例】において、B社のA社に対する敷金返還請求権に係る債務の弁済額は幾らになるか、説明しなさい。なお、敷金返還請求権については、明渡し時において、敷金から賃貸借契約に基づいて生じた賃借人の債務の額を控除した残額のうち、再生債権となるべき部分に対して、再生計画に従った権利変更を行うとの考え方立つこととする。

論文式試験問題集 [租 稅 法]

[租 税 法]

[第1問] (配点: 50)

Aは、平成20年から上場会社であるC株式会社（以下「C社」という。）の取締役を務めており、C社から毎年2100万円の報酬の支払を受けている。

Aは、平成25年4月1日、C社から、次の内容のC社株式に係る新株予約権（以下「本件新株予約権」という。）を取得した。

- ・ Aに付与された本件新株予約権の個数は100個である。
- ・ 本件新株予約権1個につき目的となる株式の数は100株である。
- ・ 本件新株予約権が行使できる期間は、平成26年4月1日から令和6年3月31日までである。
- ・ Aは、本件新株予約権1個の行使に当たり、C社に5万円を払い込む。
- ・ 本件新株予約権の譲渡・質入れ等は禁止されている。

また、Aは、その所有する土地上に甲建物を所有していた。

Aは、甲建物について、平成20年12月16日、個人Bとの間で、賃貸借契約の期間を同日から平成22年12月15日までの2年間とする賃貸借契約を締結した。その後、AとBは、賃料を月額20万円として2年ごとに同賃貸借契約の更新を繰り返し、その間、Bは甲建物内で小料理屋を営んでいた。

Aは、老朽化した甲建物を取り壊して、その土地上に新たに賃貸用アパートを建築することを計画した。そこで、Aは、令和2年2月1日、Bに対し、同年12月15日をもって契約更新をしないことを告げた上で、立ち退きのための交渉を開始した。その結果、AとBは、同年8月1日、以下のとおりの内容で合意して、合意書を取り交わした。

- ① AとBは、甲建物の賃貸借契約を更新せず、令和2年12月15日をもって契約期間が終了することを確認する。
- ② Bは、Aに対し、令和2年12月15日限り、甲建物を明け渡す。
- ③ Aは、Bに対し、Bが②の明渡しを行うことを条件として、令和2年12月15日限り、解決金として300万円を支払う。

なお、Bは、Aに対し、当初、じゅう器や食材の廃棄による損失や転居費用及び新たに店舗を借りるための敷金などの名目で、立退料として400万円程度を要求していた。しかし、Bが立ち退き交渉以前から高齢のため令和2年中に廃業しようと周囲に漏らしていたことがAの知るところとなり、最終的に、特に内訳を定めることなく、円満に退去する解決金として300万円という額で合意するに至った（以下この金員を「本件解決金」という。）。

その後、Bは、合意書のとおり令和2年12月15日までに甲建物から退去して甲建物を明け渡した。また、Aは、同日、Bに対して本件解決金300万円を交付した。

Aは、甲建物の取壊し費用及び賃貸用アパートの建築費用を調達するため、C社の新株予約権を行使して取得した株式を売却して、これに充てることとした。そこで、Aは、令和3年2月1日、行使に際し500万円を払い込んで、本件新株予約権100個を行使し、C社株式1万株を取得した。

そして、Aは、上昇傾向にあったC社株式の相場価格の推移を見守った上で、令和4年1月20日、取得したC社株式1万株をその時点における相場価格である1株当たり1800円で適法に売却するとともに、証券会社に対して株式売買手数料20万円を支払った。

なお、C社株式の相場価格の推移は、以下のとおりである。

平成25年4月1日	1000円
平成26年4月1日	1200円
令和3年2月1日	1500円
令和4年1月20日	1800円

以上の事案について、以下の設問に答えなさい。ただし、租税特別措置法の適用は考えなくてよい。

【設問】

- 1 (1) 令和3年分のAの総所得金額について、その根拠規定及び適用関係を具体的に示して説明しなさい。ただし、問題文に掲げたもの以外に、Aの収入はないものとする。
(2) 令和4年分のAの総所得金額について、その根拠規定及び適用関係を具体的に示して説明しなさい。ただし、問題文に掲げたもの以外に、Aの収入はないものとする。
- 2 Bは、令和2年分の所得税の確定申告書を期限内に所轄税務署に提出したが、その際、Aから受領した本件解決金300万円に係る所得を一時所得に区分した内容の確定申告書を提出した。しかし、その後、Bは、自分で本を調べるなどした結果、本件解決金に係る所得が所得税法施行令第30条第2号又は第3号により非課税所得となると考えるに至った。
 - (1) 本件解決金に係る所得は、非課税所得に当たるか。また、課税所得に当たるとした場合には、所得税法上、各種所得のいずれに分類されるか、説明しなさい。
 - (2) 本件解決金に係る所得が非課税所得に当たり、過大に納税していると考えたBが、所轄税務署長に対して国税通則法に基づいてどのような措置を探ることができるか、説明しなさい。また、同措置に対する所轄税務署長の対応として考えられる行政処分は何か、説明しなさい。

(参照条文) 所得税法施行令

(非課税とされる保険金、損害賠償金等)

第30条 法第9条第1項第18号（非課税所得）に規定する政令で定める保険金及び損害賠償金（これらに類するものを含む。）は、次に掲げるものその他これらに類するもの（これらのものの額のうちに同号の損害を受けた者の各種所得の金額の計算上必要経費に算入される金額を補填するための金額が含まれている場合には、当該金額を控除した金額に相当する部分）とする。

- 一 (略)
- 二 損害保険契約に基づく保険金及び損害保険契約に類する共済に係る契約に基づく共済金（中略）で資産の損害に基因して支払を受けるもの並びに不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害につき支払を受ける損害賠償金（これらのうち第94条（事業所得の収入金額とされる保険金等）の規定に該当するものを除く。）
- 三 心身又は資産に加えられた損害につき支払を受ける相当の見舞金（第94条の規定に該当するものその他役務の対価たる性質を有するものを除く。）

(譲渡制限付株式の価額等)

第84条

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 発行法人から次の各号に掲げる権利で当該権利の譲渡についての制限その他特別の条件が付されているものを与えられた場合（株主等として与えられた場合（当該発行法人の他の株主等に損害を及ぼすおそれがないと認められる場合に限る。）を除く。）における当該権利に係る法第3

6条第2項の価額は、当該権利の行使により取得した株式のその行使の日（中略）における価額から次の各号に掲げる権利の区分に応じ当該各号に定める金額を控除した金額による。

一 （略）

二 会社法第238条第2項（募集事項の決定）の決議（同法第239条第1項（募集事項の決定の委任）の決議による委任に基づく同項に規定する募集事項の決定及び同法第240条第1項（公開会社における募集事項の決定の特則）の規定による取締役会の決議を含む。）に基づき発行された新株予約権（当該新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件若しくは金額であることとされるもの又は役務の提供その他の行為による対価の全部若しくは一部であることとされるものに限る。）当該新株予約権の行使に係る当該新株予約権の取得価額にその行使に際し払い込むべき額を加算した金額

三 （略）

（事業所得の収入金額とされる保険金等）

第94条

1 不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を行なう居住者が受ける次に掲げるもので、その業務の遂行により生ずべきこれらの所得に係る収入金額に代わるべき性質を有するものは、これらの所得に係る収入金額とする。

一 当該業務に係るたな卸資産（中略）、山林、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの又は著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものと含む。）につき損失を受けたことにより取得する保険金、損害賠償金、見舞金その他これらに類するもの（山林につき法第51条第3項（山林損失の必要経費算入）の規定に該当する損失を受けたことにより取得するものについては、その損失の金額をこえる場合におけるそのこえる金額に相当する部分に限る。）

二 当該業務の全部又は一部の休止、転換又は廃止その他の事由により当該業務の収益の補償として取得する補償金その他これに類するもの

2 （略）

【第2問】(配点: 50)

令和3年10月1日、Aは、自らの財産をE株式会社（以下「E社」という。）に全部包括遺贈し、その遺言執行者をCとする旨の遺言を残して死亡した。死亡時のAの財産は、甲土地、乙土地及び丙家屋のほかは、若干の銀行預金があるのみであった。

甲土地及び乙土地は、いずれもAが平成元年頃に各2000万円で購入した土地である。Aは、甲土地上に自己居住目的で丙家屋を建設し、乙土地を駐車場として、利用してきた。Aの死亡時の甲土地及び乙土地の時価は、いずれも3000万円であった。なお、Aは、配偶者と死別しており、相続人は子Bのみであったが、10年以上音信不通の関係であった。

E社は、平成10年4月1日にAがCと2人で創業し、Aの死亡時は、Cの子Dが代表取締役を務めていた。E社は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間を事業年度としている。創業以来、Aは、E社の発行済株式の2分の1を保有して経営に携わってきたが、平成20年頃にBが起こした詐欺事件の示談金に充てるために、保有するE社株式の全てをCに売却し、その後しばらくしてE社の経営からも退いた、という経緯がある。AとBが疎遠になったのも、この事件がきっかけであった。

Aの死亡後、Cは、遺言に従って、甲土地、乙土地及び丙家屋をE社に管理させるとともに、E社への所有権移転登記を了した。その後、Dが自宅の建て替え工事のために臨時の住居を必要としていたため、E社は、丙家屋をDに利用させることとした。そして、Dは、丙家屋を無償で利用する地位をDの報酬の一部とする旨のE社の株主総会決議（会社法第361条第1項第6号）を経て、令和4年3月1日から丙家屋の居住を開始した。

令和4年3月15日、E社は、Bから、Bの遺留分を侵害しているので遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求する旨の通知を受領した。E社は、Bとの交渉を経て、同年6月10日に、以下の内容のとおり合意し、同月25日、乙土地をBに引き渡すとともに、所有権移転登記を了した。

- ① E社は、Bに対し、Bの遺留分侵害額請求権に基づく金3000万円の支払義務があることを認める。
- ② E社は、Bに対し、本合意の成立以後1か月以内に、金3000万円の支払に代えて乙土地を譲り渡す。
- ③ E社とBは、互いにその余の請求権を有しないことを確認する。

令和5年3月31日、Dは、新居に引っ越すために丙家屋から退去し、E社に明け渡した。なお、Dの居住期間を通じて、近隣地で丙家屋と同等の住居を賃借した場合の賃料相場は月額10万円であった。

以上の事案について、以下の設間に答えなさい。ただし、租税特別措置法の適用は考えなくてよい。また、問題文から読み取れるものを除いて、取得費及び譲渡費用はないものとして解答せよ。

【設問】

- 1 包括遺贈により甲土地及び乙土地が移転されたことについて（他の財産は無視してよい。）
 - (1) E社の法人税の課税関係がどうなるか、説明しなさい。
 - (2) E社が取得した甲土地及び乙土地の取得価額は幾らとなるか、根拠条文とともに説明しなさい。
 - (3) この包括遺贈に伴うAの所得税の課税関係がどうなるか、説明しなさい。
- 2 E社がBからの遺留分侵害額の請求を受けて乙土地を譲渡したことについて、E社の法人税の課税関係がどうなるか、年度帰属を明らかにしつつ、説明しなさい。
- 3 令和5年3月期（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度をいう。）におけるDの丙家屋の無償利用について
 - (1) E社の法人税の課税関係がどうなるか、説明しなさい。

(2) E社が所得税法上負うことになる義務について、簡潔に説明しなさい。

(参照条文) 法人税法施行令

(定期同額給与の範囲等)

第69条 法第34条第1項第1号（役員給与の損金不算入）に規定する政令で定める給与は、次に掲げる給与とする。

- 一 (略)
- 二 繼続的に供与される経済的な利益のうち、その供与される利益の額が毎月おおむね一定であるもの
- 2 (以下略)

論文式試験問題集 [経済法]

[経　　済　　法]

[第1問] (配点：50)

甲装置は、我が国において法令上求められている検査のための特有の機能を有する業務用検査装置である。また、乙機器は、甲装置の中核となる機器であり、甲装置に組み込んで使用される。

甲装置には、大型の甲装置（以下「大型甲」という。）と小型の甲装置（以下「小型甲」という。）がある。大型甲と小型甲の市場規模（販売金額）は同程度であり、それぞれの需要は安定している。大型甲と小型甲では、サイズ、処理能力等が異なり、また、大型甲と小型甲の製造設備を相互に転換するためには、かなりの投資と時間を必要とする。

甲装置の主要なメーカーとして、X社、Y社及びZ社（以下「3社」という。）があり、それぞれ複数の製造設備で甲装置を製造しているが、3社それぞれの製造能力にはかなりの余裕がある。

3社のほかに、小型甲のみを製造販売するW社がある。これらのメーカーは、全国の需要者に甲装置を販売する体制を整えており、地域による価格差は存在しない。また、甲装置の輸出入は事実上行われていない。甲装置の需要者は、比較的大規模な事業者であり、交渉力が強い。甲装置の製造コストは、需要者向け販売価格の6割程度である。

甲装置全体では、Z社がシェア（販売金額に基づく割合をいう。以下同じ。）を漸増させてきており、その分、X社及びY社のシェアが漸減してきている。現在のシェアは、次表のとおりである。

	甲装置全体	大型甲のみ	小型甲のみ
X社	25%	40%	10%
Y社	25%	20%	30%
Z社	40%	40%	40%
W社	10%	—	20%
合計	100%	100%	100%

大型甲については、3社が製造販売しており、うちX社とZ社が大きなシェアを有している。これに対し、Y社のシェアは、同程度の製造能力を有する二つの大型甲の製造設備のうち一つが老朽化して高コストになっていることもある減少傾向にあり、このままでは今後更にシェアを落すことになるとみられている。

他方、小型甲については、3社のほか、小型甲のみを製造販売するW社を加えた4社がしのぎを削っている。X社は、小型甲については最低のシェアにとどまっている。

乙機器は、専ら甲装置に組み込まれるものであり、他に代わるものではなく、他に転用することもできない。また、大型甲向けと小型甲向けとで違いはない。

3社は、乙機器を自ら製造している。乙機器の製造コストは、甲装置全体の製造コストの5割程度を占めている。乙機器の製造には特殊な技術が必要であり、甲装置のメーカー以外には乙機器の製造技術を有するものはおらず、新規参入も困難であり、また、輸出入も事実上行われていない。

3社それぞれの乙機器の製造能力にはある程度の余裕がある。

他方、小型甲のみを製造するW社は、乙機器を製造する技術を有するものの、自らは製造せず、3社に製造を委託している（必要数量のおおむね3分の1ずつ）。これは、甲装置のシェアが低いW社が乙機器を自ら製造する場合にはコスト面で不利であり、乙機器の製造余力がある3社から供給を受けることが有利であると判断しているためである。W社が乙機器の製造設備を設置し稼働させるためには3年近い期間を必要とする。また、W社は、独自の技術を用いて、他社から調達した乙機器を組み込んだ小型甲を製造しており、一部の需要者から支持を得ていることから、一定の競争力があると評価されている。

【設問】

こうした中で、X社及びY社では、次の二つの計画を立案しており、その一環として、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）上の問題点についても検討している。二つの計画について、独占禁止法上の問題点を分析して検討するとともに、問題があると判断される場合には、当該問題を解消するために必要と考えられる措置を具体的に提示しなさい。なお、二つの計画について、それぞれ独立して検討するものとする。

- (1) 甲装置の製造コストは、その製造数量や製造設備の稼働率に左右されるところ、X社の小型甲の製造設備やY社の二つの大型甲の製造設備のうちの一つの稼働率が低い状況にある。しかし、甲装置の需要者の中には、設置場所等により大型甲と小型甲の両方を必要とするものも少なくなく、X社及びY社では、大型甲と小型甲の両方を販売することが営業上重要であると判断している。

このため、X社とY社は、次の内容の甲装置の製造受委託（OEM）契約を締結することを計画している。すなわち、X社にあっては、小型甲の製造を取りやめ、Y社に小型甲の製造の全部を委託し、Y社から供給を受けた小型甲を自社の製品として需要者に販売する。逆に、Y社にあっては、大型甲の製造を取りやめ、X社に大型甲の製造の全部を委託し、X社から供給を受けた大型甲を自社の製品として需要者に販売する。甲装置の需要者向けの販売活動は、それぞれが独立して行う。

X社及びY社において、大型甲と小型甲の製造を担当する従業員を相互に配置転換することは容易である。それぞれの現有製造設備から他方に必要数量を供給することは可能であるが、特に大型甲についてはX社の製造余力は乏しくなる見込みである。また、大型甲及び小型甲のいずれについても、製造受託者から製造委託者に対する供給価格は、それぞれの需要者向け販売価格の8割程度と見込まれる。

なお、これによりW社に対する乙機器の供給に影響が生じることはない。

- (2) 乙機器の製造コストは、その製造数量や製造設備の稼働率に左右されるところ、甲装置のシェアが首位のZ社に比べて低いX社及びY社では、乙機器の製造コスト面で不利な状況にある。

このため、X社とY社は、それぞれの乙機器製造部門を共同新設分割方式で切り出し、乙機器の製造を行う共同出資会社としてS社を設立することを計画している。なお、この共同新設分割は、独占禁止法に基づく公正取引委員会への届出基準を充足している。

S社では、乙機器の製造設備を統廃合し（ただし、W社に対して引き続き乙機器を供給する上で必要な製造能力を維持する。）、製造コストの低減を図る。X社及びY社は、S社から製造コストベースで乙機器の供給を受ける。また、甲装置の製造や需要者向けの販売活動は、それぞれが独立して行う。

【第2問】(配点:50)

甲精密工作機械（以下「甲機械」という。）は、機械部品を効率よく高精度に自動で加工する工作機械である。我が国における甲機械のメーカー（以下「メーカー」という。）は5社あり、その売上額に基づく割合（以下「シェア」という。）はほぼ均等である。甲機械に代替する工作機械はなく、この10年間に甲機械の製造販売業に新規参入したものはなく、また、輸入もほとんど行われていない。

甲機械を使用して機械部品を加工する甲機械の需要者（以下「需要者」という。）にとっては、これをメーカーから購入する方法と、リース事業者から甲機械のリースを受ける方法がある。リースとは、需要者があらかじめ選定した甲機械をリース事業者がメーカーから購入し、これを需要者がリース事業者から中長期にわたって賃借する方法である。リースには、①初期に多額の購入費用が掛からず、毎月のリース料の支払だけで済み、費用を平準化できること、②管理や事務の負担を軽減できること、③陳腐化しやすい甲機械にあって常に最新のものを導入できることなどのメリットがあり、こうしたメリットを重視する需要者は、甲機械の購入ではなくリースを選択している。どのメーカーにおいても、甲機械の販売台数に占める購入する需要者向けとリース事業者向けの比率は、おむね50パーセントずつとなっている。

リース事業者であるA社、B社、C社及びD社（以下「リース4社」という。）は、我が国における甲機械のリースの取引において、それぞれ約13パーセント、約11パーセント、約10パーセント及び約7パーセントのシェアを有している。その他のリース事業者も多数存在し、競争は活発に行われているが、そのシェアはいずれも5パーセント以下である。また、国内における甲機械の販売台数全体のうちリース4社が購入する割合は、それぞれ約7パーセント、約6パーセント、約5パーセント及び約4パーセントとなっている。甲機械のその他の購入者で3パーセント以上の割合を有するものはいない。

近年、甲機械に対する需要の鈍化に伴い、メーカーには甲機械の在庫が増えている。こうした中で、メーカーのうちX社及びY社（以下「メーカー2社」という。）が、それぞれ、甲機械の販売のみならず、甲機械のリースを希望する需要者に対して自ら直接リースを行うこと（以下「直接リース」という。）を始めた。これにより、リース4社の取引先である需要者の中にも、メーカー2社から甲機械の直接リースを受けるものが出てきた。

メーカー2社による直接リースによって大きな影響を受けていたD社の営業部長dは、他社の状況を知りたいと考えて、A社の営業部長a、B社の営業部長b及びC社の営業部長cに情報交換を呼び掛けた。この呼び掛けを受けて令和5年4月10日に開かれた会合では、リース4社がそれぞれ直接リースによる影響を受けていることについて情報交換が行われた後、出席者から次のような発言があった（発言順）。

- d：「メーカーによる直接リースがこのまま拡大していくと、我々リース事業者は大きな打撃を受けることになる。」
- b：「リースに関する知識や経験に乏しいメーカーがリースを行うと、需要者に対して十分な説明ができない、需要者の利益にならない。」
- d：「リース事業への需要者の信頼を失わせることにもなる。」
- a：「メーカーは、需要者に販売することは自由にできるのだから、リースについては我々に任せるべきだろう。」
- c：「リースを知らないメーカーによる直接リースはやめさせるべきだ。」
- b：「メーカー2社が直接リースを続けるなら、メーカー2社からの甲機械の購入はやめたい。」
- a：「メーカー2社に直接リースをやめさせるには、ここにいるリース4社がメーカー2社からの甲機械の購入をやめることが最も有効な方策ではないか。」
- c：「確かにリース4社で協力すれば、メーカー2社への圧力になる。」
- a：「メーカーに対してリース事業者の利益を守るためにには、この場にいるリース4社の結束が必

要だ。」

c : 「今のところ直接リースを始めたのはメーカー2社に限られているが、他のメーカーに直接リースをさせないための牽制にもなる。」

b : 「メーカー2社が直接リースをやめれば、他のメーカーも直接リースを始めようとは考えないだろう。」

情報交換を呼び掛けたdは、会合の途中から発言しなくなつたが、a、b及びcの発言に異を唱えることはなかつた。また、a、b及びcは、D社がメーカー2社による直接リースの影響を大きく受けていることを知つてゐた。

その後、A社、B社及びC社（以下「リース3社」という。）は、それぞれ、令和5年4月24日、メーカー2社に対して、直接リースを今後行わないこと、直接リースを今後も行うメーカーからは甲機械を購入しないことを申し入れた。D社も、同月26日、メーカー2社に対して、リース3社の申入れと同趣旨を申し入れた。これらの申入れを受けて、メーカー2社のうちX社は、今後、直接リースを行わないこととしたが、Y社は、引き続き直接リースを行つてゐた。このため、リース3社は、それぞれ、同年6月8日、Y社に対して、今後Y社から甲機械を購入しない旨通知した。D社も、同月10日、Y社に対して、リース3社の通知と同趣旨を通知した。これにより、Y社も、以後、直接リースを行わないこととするに至つた。

【設問】

リース4社の上記行為について、独占禁止法上の問題点を分析して検討しなさい。

論文式試驗問題集 [知的財產法]

[知的財産法]

[第1問] (配点: 50)

Xは、医薬品の製造販売を業とする会社であり、化合物 α を有効成分とする疾患 β の予防剤（以下「本件発明」という。）について特許権を有している（以下、登録された権利を「本件特許権」といい、本件特許権についての特許を「本件特許」という。）。 α には甲作用と乙作用の2種類の作用があり、甲作用が発現すると、疾患 β の治療効果が生じ、乙作用が発現すると、疾患 β の予防効果が生じる。 α 自体は公知の化合物であり、本件発明の特許出願前に、 α を有効成分とする疾患 β の治療剤が製造、販売されていた。本件発明は、 α に乙作用があることを発見し、疾患 β の予防剤に適用したことに特徴を有するものである。なお、 α を治療剤として用いる場合と予防剤として用いる場合では、製剤の標準的な用法・用量に違いがある。

以上の事実関係を前提として、以下の設問に答えなさい。なお、各設問はそれぞれ独立したものであり、相互に関係はないものとする。

[設問1]

本件発明は、Xの研究開発部の部長であるAが、部下であるBに対して、 α を予防剤に適用することが可能か否かを検討するように指示し、Bが、Xの勤務時間中にXの施設を利用して実験を行い、 α を所定の用法・用量で使用した場合に乙作用が発現することを確認して完成させたものである。本件発明完成時のXの職務発明規程には、職務発明について、その発明が完成した時にXが特許を受ける権利を取得し、Xが特許権を取得した時に発明をした従業者に対して一括して補償金を支払う旨が定められており、その内容は全従業員に周知されていた。Xは、前記職務発明規程に基づいて、本件発明の特許を受ける権利を取得し、発明者をA、出願人をXとする特許出願を行い、本件特許権を取得した。

- (1) 本件発明に係る特許出願が特許庁に係属している間に、Bは、Xに対して、自らが本件発明の発明者であると主張して、発明者名を訂正する補正手続を行うことを請求した。Bの請求が認められるかについて論じなさい。
- (2) Bは、Xを退社後、Xに対して、自らが本件発明の発明者であると主張し、本件発明に係る相当の利益として、前記職務発明規程に基づいて算出される額の補償金の支払を請求した。Bの請求が本件発明の完成時から7年、本件発明に係る特許出願時から6年、本件発明に係る特許登録時から4年を経過した後に行われたとした場合、Bの請求が認められるかについて論じなさい。なお、解答に当たっては、現行民法及び現行特許法の適用を前提とすること。

[設問2]

Cは、医薬品の製造販売を業とする会社であるが、本件発明に係る特許出願前に、他の化合物 γ が疾患 β の治療剤と予防剤の両方に適用されていたことから、 α を疾患 β の予防剤に適用することは、本件発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者（以下「当業者」という。）が容易に想到可能であると考え、本件特許について無効審判を請求したところ、特許庁が請求不成立審決をしたため、Cは審決取消訴訟を提起した。知的財産高等裁判所は、Cの主張を認め、 α を疾患 β の予防剤に適用することは当業者が容易に想到し得るとして審決を取り消す判決をし、その判決が確定した。その後、特許庁は再度の審理をし、本件特許を無効にすべき旨の第二次審決をしたため、Xは第二次審決取消訴訟を提起した。第二次審決取消訴訟において、Xは、仮に α を疾患 β の予防剤に適用することを当業者が容易に想到し得るとしても、本件特許出願の願書に添付した明細書記載の実験により証明される α の予防効果は当業者の予測できない顕著なものであるから、本件特許は無効ではないという主張を新たに行った。これに対して、Cは、 α の予防効果は γ のそれと同程度のものであるから、 α が予測できない顕著な効果を有するとはいえない

いと主張した。

- (1) 第二次審決取消訴訟において、Xが本件発明の効果に関する主張を新たに行うことは許されるかについて論じなさい。
- (2) 第二次審決取消訴訟において本件発明の効果に関する主張をすることが許されるとして、X及びCの主張の妥当性について論じなさい。

[設問3]

Dは、医薬品の製造販売を業とする会社であり、 α を有効成分とする製剤（以下「D製剤」という。）を製造、販売している。D製剤の添付文書には、治療剤として使用する場合の用法・用量と予防剤として使用する場合の用法・用量が併記されている。Xは、本件特許権に基づき、Dに対して、D製剤の販売の差止め及び廃棄を請求した。Xの請求が認められるかについて論じなさい。なお、解答に当たっては、本件特許が有効であることを前提とすること。

【第2問】(配点: 50)

動物 α は、日本のある地域にのみ生息しているネコ科の動物であるが、警戒心が強く動きが俊敏であるため目撃例が非常に少なく、その生態には不明なところが多い。動物 α の研究者であるXは、いくつかの証拠から動物 α の生息域を絞り込み、その域内で動物 α に認識されずに撮影できるポイントを発見し、そこにカメラ等の機材を設置・固定して、撮影する角度も最適に調整した上で録画を開始し、その場を立ち去って50時間放置した。このようにして撮影された映像（以下、この50時間分の映像を「X映像1」という。）に、動物 α が鮮明に映っていた。Xは、X映像1に断続的に映っている動物 α の部分の合計約3時間分から、各30秒から2分程度の10個のシーンを抽出し、さらに、これらのシーンを時系列と異なる順番に配置して、15分の映像（以下「X映像2」という。）を作成した。

民放のテレビ局であるYは、動物 α についての番組（以下「Y番組1」という。）を作成し、放送した。Y番組1の一部として、Xの許諾を得てX映像2は放送された。

以上の事実関係を前提として、以下の設問に答えなさい。なお、各設問はそれぞれ独立したものであり、相互に関係はないものとする。

【設問1】

出版社のZは、ネコ科の動物についての図鑑を発行した。この図鑑は2種あり、一つは書籍単独（以下「Z図鑑1」という。）、もう一つはZ図鑑1に各種ネコ科の動物の映像が収録されたDVD（以下「Z・DVD」という。）が付属しているもの（以下「Z図鑑2」という。）である。Z図鑑1は全部で250ページから成り、うち2ページにおいて動物 α の画像5枚（以下「Z画像」という。）が掲載されている。Z・DVDには各15分程度の映像作品が5つ収録されており、そのうちの一つとして、動物 α の映っている映像（以下「Z映像」という。）がある。Z画像とZ映像は、放送されたY番組1を録画したものから、Z画像についてはX映像2の一部を抜き出して、Z映像についてはX映像2の全部を抜き出して、それぞれ作成されたものである。XはZに対し、訴訟を提起した。

- (1) この訴訟において、Xは、X映像2を自らの著作物として主張している。Xがこのような主張することには、X映像1を自らの著作物として主張する場合と比較して、Xにとってどのような利点があるかについて論じなさい。
- (2) XがZに対して、その著作権に基づいてなし得る請求としてどのようなものが考えられるか。(1)の解答を踏まえ、その請求の妥当性についても論じなさい。

【設問2】

Yは、Y番組1とは別の番組（以下「Y番組2」という。）において、X映像2を使用することを企画したが、Xの許諾が得られなかつたため、将来的に同種の番組を作成する際に使用することも視野に入れて、X映像2と同様の映像を自ら作成することとした。このため、Yのスタッフは、X映像1の撮影場所を特定し、その場所にX映像1と同様の範囲が映るようにカメラ等の機材の位置と角度を調整して設置・固定し、50時間放置して撮影を実行した。さらに同スタッフは、撮影された映像の中から、動物 α がX映像2で見られたのと似た動きをしている10個のシーンを抽出し、これらをX映像2で見られたのと同じ順番になるように配置した15分の映像（以下「Y映像」という。）を作成した。その後、Y映像はY番組2の一部として放送された。Y番組2の終了間際に出されるテロップには、Xの氏名が「協力者」として表示されていた（この部分以外に、Y番組2においてXの氏名が表示される部分は存在しない。）。XはYに対し、訴訟を提起した。

- (1) この訴訟において、Yにより侵害された著作権法上の権利として、どのような権利をXが主張すべきかについて論じなさい。

- (2) (1)で解答した権利に基づいて、XがYに対してなし得る請求としてどのようなものが考えられるか。その請求の妥当性についても論じなさい。

[設問3]

Y番組1の放送後、視聴者から、Y番組1中のX映像2を見た飼い犬が急に激しく吠え立て始め、X映像2を見ている間それがやまなかつたという多数の報告がYに寄せられた。X映像2を見た犬の反応の映像が視聴者の笑いを誘うものになるかもしれないと考えたYは、バラエティ番組の企画として、次のような実験（以下「Y実験」という。）を行うこととした。Y実験は、タブレットにX映像2を記録し、そのタブレットを持ったYのスタッフが、街で犬を散歩させている飼い主に声掛けして、承諾を得られた場合、その犬に、タブレットに記録されたX映像2を再生して見せる、というものである。Yは、Y実験が犬に映像を見せるために行うものであることから、Y実験に際してX映像2をタブレットに記録することや、それに記録した映像を再生することが著作権侵害に問われることはないと判断したため、Y実験に関してXに許諾を求めるることはしなかつた。

YがY実験を実施したところ、承諾を得られた飼い主が20名いたため、20匹の飼い犬にX映像2の全てを見せた。Y実験の完了直後に、実験に用いたタブレットに記録されたX映像2はYにより削除された。

Y実験が行われたことを知り、この企画をくだらないものと思い立腹したXは、Yに対し、損害賠償を求める訴訟を提起した。

- (1) Yはどのような根拠に基づいて下線部のような判断をしたと考えられるか。簡潔に答えなさい。
- (2) Y実験においてYのスタッフは、各飼い主に対して事前に実験の趣旨を説明した際、飼い主が映像を見る必要はない旨伝達していたが、珍しい動物 α に興味を持った飼い主3名がX映像2の全てを見ていた。この場合に、YがXの著作権を侵害したと言えるか。(1)の解答を踏まえ、論じなさい。

論文式試験問題集 [労 働 法]

【労 働 法】

【第1問】(配点: 50)

次の事例を読んで、後記の設間に答えなさい。

【事 例】

Xは、平成15年4月、約500名の社員を擁するIT企業であるY社との間で、所定労働時間を1日8時間、賃金（基本給）を月額30万円として、担当職種の限定なく、期間の定めのない労働契約を締結し、その頃から、同社においてプログラマー兼システムエンジニアとして就労を始め、平成30年4月には、本社システム開発課の課長補佐に昇進するとともに賃金（基本給）は月額50万円に昇給し、以後、主に同課の課長補佐が務めるものとされていたシステム開発のプロジェクトマネージャーとして就労していた。

ところが、Xは、令和元年9月頃、私傷病であるうつ病を発症した。Xは、発症後しばらくは、有給休暇を取得して療養したもの、症状は改善せず、かかりつけのメンタルクリニックの主治医Aからも、「少なくとも今後3か月間の自宅療養の必要がある。」旨の診断を受けた。そこで、Xは、上司と相談の上、後記のY社の就業規則に定められた私傷病休職の制度を利用し、令和2年1月1日から休職することとなった。

休職期間の満了日（令和3年6月30日）が迫る同月1日に至り、Xは、主治医Aに対し、復職の希望を述べて診断書の作成を求めた。主治医Aは、Xの症状は、休職を開始した頃と比べれば改善傾向はあるものの、依然として投薬の種類・量が多く、そのため、Xについては「なお3か月程度の療養の継続を要する。」と診断するとともに、復職については「不可能ではないが、複雑な業務の遂行はいまだ困難と思われる。」と記載した診断書を作成し、Xに交付した。

この診断書及び復職申出書をXから受領したY社の復職判定委員会（Y社の就業規則第34条に規定するものであり、同社の人事担当役員らにより組織される。）は、同月10日、Xに対し、Y社の産業医Bと面談するよう指示し、産業医Bは、Xと面談の上、復職判定委員会に対して、「適切な配慮がない限り、プロジェクトマネージャーとしての就労は困難と料する。」との意見を述べた。これを受け、復職判定委員会は、Xと面談を行ったが、その際、Xは、「今でも朝に起床するのが億劫なときがあり、これまで外出もあまりしておらず、注意力が散漫になるときもないではないが、休職に入った令和2年1月当時に比べれば、症状は改善しており、エンジニアとして力を尽くしたいので、復職させてほしい。」旨を述べた。

復職判定委員会は、主治医A作成の診断書、復職申出書の内容、産業医Bの意見、Xの面談の際の発言などを考慮し、Xを本社システム開発課の課長補佐として復職させ、プロジェクトマネージャーとして就労させることは難しいと考えた。

【就業規則（抜粋）】

第31条　社員が次の各号のいずれかに該当するときは、会社は休職を命ずる。

第1号　社員が、業務災害又は通勤災害に起因するもの以外の傷病（以下「私傷病」という。）により引き続き60日間欠勤し、なお就労することができないと会社が認めたとき。

（第2号以下は省略）

第32条　前条により休職を命ぜられた社員は、次条の休職の期間中は社員としての地位を失わないが、賃金は支給されないものとする。

第33条　第31条第1号の事由による休職の期間は、勤続年数に応じて次のとおりとする。ただし、会社は、当該休職の期間が満了してもなお引き続き休養が必要と認めたときは、通算して2年を超えない範囲内でこれを延長することができる。

第1号　勤続年数が1年未満の者　6か月

第2号 勤続年数が1年以上10年未満の者 1年

第3号 勤続年数が10年を超える者 1年6か月

第34条 第31条第1号の事由により休職を命ぜられた社員が復職をしようとするときは、会社に対し、医師の診断書を添えて申出をするものとし、会社は、復職判定委員会の判定に基づき、当該社員について復職が可能と認めたときは、当該社員に対し、10日以内に復職することを命ずるものとする。

第35条 社員が第33条の休職の期間を満了しても復職することができないときは、会社を退職する。

【設問】

1 上記【事例】の経過を踏まえ、復職判定委員会は、Xに対し、原職である本社システム開発課の課長補佐としての復職は難しい旨を伝えたが、Xは、「プロジェクトマネージャーとして期待される役割を全うする自信はある。別の職務をあてがわれて課長補佐から降格させられ、それにより給与が減額されることは困る。」と述べて原職での復職を強く希望し、それ以外の形での復職を拒否した。復職判定委員会は、そのようなXの意思を踏まえ、復職可能とは認められないと判定し、Y社は、令和3年6月20日、Xに対し、就業規則第34条の復職命令はしない旨を伝えた。その後、同月30日をもって就業規則所定の休職期間が満了し、なお復職できないと認められたことから、Y社は、就業規則第35条に基づき、Xは自然退職したものとした。

Xは、Y社が自分を原職で復職させず、自然退職したものとして取り扱ったことは不当であり、同社に対して、労働契約上の権利を有する地位にあることの確認を求める訴訟を提起したいと考えている。このXの請求の当否について、考えられる法律上の論点を挙げて検討し、あなたの見解を述べなさい。

2 上記【事例】の経過を踏まえ、復職判定委員会は、Xに対し、直ちに原職である本社システム開発課の課長補佐としての復職は難しい旨を伝えるとともに、「一旦正式な復職とせずに本社総務課に出社して繁忙度が比較的低い同課の事務職の業務を行ってもらい、一定期間、同課でのフルタイムでの就労の状況を観察した上で、改めて正式に復職の可否を判断する。」という案を提示したが、Xが「最初からフルタイムで就労を再開することには不安が残る。」と述べて難色を示したことから、更に「当面の間、週3日の隔日勤務、勤務時間を午後1時から午後5時までの4時間とし、就労状況を観察して徐々に業務量や勤務時間を増やしていく。」という案を提示し、Xはこれを了承した。Y社は、これを踏まえ、就業規則第33条ただし書に基づき、Xの休職期間を2か月間延長した上で、休職扱いのまま、Xに対し、令和3年7月1日から本社総務課の事務職として就労するよう指示し、同課課長に対し、Xには簡易な業務から担当させるよう指示した。Xは、同日からY社への出勤を再開した。

同課における業務は、定型的な事務が中心であり、システム開発課における業務よりも日々の繁忙度は低かったが、Xは、2週間ほどで体調不良となり、同月中旬頃から欠勤を重ねるに至った。復職判定委員会は、このような状況に照らし、Xにつき復職可能とは認められないと判定し、Y社は、同年8月20日、Xに対し、就業規則第34条の復職命令はしない旨を伝えた。その後、同月31日をもって延長後の休職期間が満了し、なお復職できないと認められたことから、Y社は、就業規則第35条に基づき、Xは自然退職したものとした。

Xは、復職がかなわなかったのは、本社総務課で就労を再開した際の労働条件が過重であったためであって、復職させずに休職期間の満了をもって自然退職したものとして取り扱われたことは不适当であり、また、同年7月1日以降については、実際に同課で就労していたのであるから、少なくとも当該就労分の賃金は支払われるべきであるとして、Y社に対して、労働契約上の権利を有する地位にあることの確認及び同課で就労した期間に係る未払賃金の支払を求める訴訟を提起したいと考えている。このXの請求の当否について、考えられる法律上の論点を挙げて検討し、

あなたの見解を述べなさい。

【第2問】 (配点：50)

次の事例を読んで、後記の設間に答えなさい。

【事 例】

1 A社は、観光バスツアーの催行その他の旅客自動車運送事業等を営む会社である。B社は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づく労働者派遣事業その他の事業を営む会社であり、その雇用する添乗員をA社に派遣している。なお、B社は、A社と同じ企業グループに所属する同社の関連会社であるが、同グループ外の会社を含め、A社以外にも添乗員を派遣している。C組合は、B社に雇用されている添乗員の6割で組織する労働組合であり、Dは、B社に雇用され、A社に派遣されている添乗員で、C組合の組合員である。C組合とB社との間で締結された賃金に関する基本的内容を定める労働協約においては、賃金は毎月20日締め、月末支払とされていた。

A社は、同社に派遣されている添乗員（以下単に「添乗員」という。）について、基本的には、同社が各ツアーナーの催行に際し旅程を踏まえて作成する添乗員勤務計画書に基づいて添乗業務に従事させつつ、これに加えて、業務従事日には日報を提出させ、また、必要に応じて携帯電話等で添乗員に連絡・指示すること等により、添乗員が添乗業務に従事する時間の管理を行っていたが、添乗員の勤務の実態としては、ツアーナー当日の交通状況や立ち寄り先の観光地の事情等により、前記の添乗員勤務計画書に定められた時間を超える労働がしばしば行われ、しかも、時間外労働について所定の割増賃金が支払われない状況が生じていた。そのため、C組合は、令和3年10月1日、A社に対して、C組合の組合員である添乗員の労働時間管理の改善に向けた事項（具体的には、勤務実態についての資料の提示、長時間労働等を解消するための方策の策定等）を議題として、団体交渉を申し入れるとともに、同日、B社に対して、時間外労働に係る未払の割増賃金の支払を議題として、団体交渉を申し入れた。

2 A社は、同月10日、B社に雇用されている添乗員で組織する労働組合であるC組合との団体交渉に応じる立場はないとしてこの申入れを拒否し、C組合は、同月31日、この団体交渉拒否は労働組合法第7条第2号所定の不当労働行為に該当するとして、前記のとおり申し入れた団体交渉にA社が応じる旨の救済を求め、管轄する労働委員会に救済申立てを行った。

3 B社は、同月15日、前記のとおり申し入れられた団体交渉に応じ、その際、時間外労働に係る未払の割増賃金があることを認めつつ、近年同社の事業全体が低調で経営が悪化しているため、懸案の未払の割増賃金を含め、当面の賃金の支払について交渉したい旨述べた。これを受け、B社とC組合との間で交渉が重ねられ、同年12月20日、両者の間で、C組合の組合員である添乗員の時間外労働に係る未払の割増賃金は同月末に一括して支払う一方で、同月分以降12か月間の基本給の1割について支払の猶予を認め、令和4年12月分の賃金の支払の際、当該支払猶予分の賃金を一括で併せて支払うことを内容とする労働協約が締結された（以下「令和3年協約」という。）。令和3年協約は、C組合の規約に定められた手続を経て締結されたものであり、Dは、その過程で明示的に反対の意思を表明したものではなかったが、自身について未払となっている時間外労働に係る割増賃金はそれほど多額ではなく、むしろ向こう1年間の基本給の1割の支払が猶予されることによる生活への影響を懸念し、不満を持っていた。

4 令和3年協約を締結する際、B社としては、1年後であれば経営状態が改善して賃金の支払に支障がなくなっているであろうと見込んでいたが、令和4年下半年に同社の経営状態は更に悪化し、令和4年12月分の賃金の支払の際、令和3年協約において約した支払猶予分の賃金の支払ができなかった。このため、B社は、令和5年1月に入り、C組合に対して交渉を申し入れ、未払となっている支払猶予分の賃金債権の放棄を提案した。C組合は、B社の経営がこれ以上悪化しない保証はなく、その結果として同社が組合員の解雇に踏み切ったり、将来にわたり賃金を減額する措置に出たりする事態となることは回避すべきであるとして、同月31日、前記のB社の

提案を受け入れ、C組合と同社との間で、その旨の労働協約が締結された（以下「令和5年協約」という。）。令和5年協約も、C組合規約所定の手続を経たものであった。

かねて令和3年協約に不満を持っていたDは、令和5年協約は到底受け入れられないと考え、令和5年2月28日、支払猶予分の賃金及びその遅延損害金の支払をB社に求める訴訟を、管轄する地方裁判所に提起した。

〔設問〕

- 1 C組合は、令和3年10月31日に行った申立てについて、労働委員会において救済を受けることができるか。検討すべき法律上の論点を挙げて、あなたの意見を述べなさい。なお、C組合は、労働組合法第2条に規定する「労働組合」に該当し、かつ、C組合について同法第5条第1項の立証がなされたものとする。
- 2 Dが訴訟を提起した、支払猶予分の賃金及びその遅延損害金の支払請求は、認められるか。検討すべき法律上の論点を挙げて、あなたの意見を述べなさい。

論文式試験問題集 [環 境 法]

[環 境 法]

【第1問】(配点: 50)

道路騒音訴訟及び空港・基地騒音訴訟に関する以下の問い合わせに答えなさい。

【設問1】

Aさんは、B市とC市を結ぶ一般国道の沿道の道路端に近接した範囲内に居住している。Aさんは、この道路を走行する自動車による騒音によって被害を被っており、国に対して訴訟を提起したいと考えている。

なお、大阪国際空港訴訟最高裁大法廷判決（最高裁判所昭和56年12月16日大法廷判決・民集35巻10号1369頁）は、空港騒音訴訟において、国に対する民事差止訴訟を不適法として却下している。

- (1) 本件設例と同様の道路騒音の事例について、裁判所は、Aさんの民事差止訴訟の提起は適法であるとしてきた。その理由としてはどのようなことが考えられるか。【資料】を参照しつつ、解答しなさい。
- (2) ①Aさんが民事差止訴訟を提起する場合、違法性の判断枠組みはどのようになるか、②損害賠償を請求する場合の違法性の判断枠組みとどのように異なるか。参考となる最高裁判所の判決や学説の立場を指摘しつつ、解答しなさい。

【設問2】

Dさんは、自衛隊基地の周辺に居住しており、夜間における自衛隊機の離発着に起因する騒音による不眠等に悩んでおり、差止めを請求する訴訟を提起したいと考えている。

- (1) Dさんは、どのような訴訟を提起することができるか。複数の可能性を挙げて、訴訟要件に言及しつつ比較・検討しなさい。
- (2) (1)において解答した訴えについて、自衛隊機の離発着の違法性の判断枠組みはどのようになるか。参考となる最高裁判所の判決の立場を指摘しつつ、解答しなさい。
- (3) 【設問1】の(2)①と【設問2】の(2)の違法性の判断枠組みの関係について、どのように考えるか、解答しなさい。

【資料】

以下の文章は、道路騒音に関する最高裁判所の判決の後に、関係省庁が連名で発出した通知の抜粋である。

警察庁丙都交発102号

警察庁交通局長・環境庁大気保全局長・通商産業省環境立地局長・運輸省運輸政策局長・建設省道路局長から各都道府県知事・政令指定都市市長あて

(略)

道路交通騒音の深刻な地域における対策の実施方針について

平成7年12月1日

道路交通公害対策関係省庁連絡会議

1 (略)

2 (略)

3 道路交通騒音の深刻な地域における対策の基本的考え方

道路交通騒音が深刻である地域においては、可能な限り道路構造対策を実施すべきであるが、これに加えて、交通流対策、沿道対策を含めた総合的対策が必要であり、関係省庁の連携をさらに強化して対策を推進する必要がある。この場合、交通や沿道の状況が地域により様々であることから、自治体等地域レベルの施策実施主体が各々の地域に応じた取組を行うことが重要である。(以下、略)

4 道路交通騒音が深刻な地域における具体的な道路交通騒音対策

(1) 道路構造対策の推進

① 平面構造の道路における対策

騒音の状況が深刻な地域においては、騒音の低減のためには、平面構造の道路においても遮音壁を設置することが望ましい。ただし、遮音壁の設置が沿道からのアクセスを低下させる場合や、景観上望ましくない場合等も考えられるため、騒音の観点に加えて沿道利用等総合的な観点から地域の意向を踏まえつつ、遮音壁の設置を推進する必要がある。

また、通常の遮音壁が設置できない地域においても低層の遮音壁や低騒音舗装の敷設等可能な限りの対策を行っていくべきである。このため、関係省庁においては、低層遮音壁や、美観に優れた遮音壁等の技術開発を推進し、地域の状況に応じた技術の選択の幅を広げていく。

② 高架の道路における対策

(略)

(2) 発生交通量の低減の推進

① 物流対策の推進

(略)

② 人流対策の推進

(略)

(3) 交通流対策の推進

① 道路ネットワークの整備による交通流の分散

(略)

② 交通管制システムの高度化等による交通流の分散

(略)

③～⑤ (略)

⑥ 交通規制及び交通指導取締り

適正な交通流の実現のため、以下の施策について支援を行う。

a 速度違反取締り等の強化及び速度違反自動取締装置の増設

速度超過車両、過積載車両の取締り活動を強化し、車両走行時に発生する騒音の低減を図る。また、速度超過車両に対する取締り効果のみならず、走行速度の抑制に効果がある速度違反自動取締装置を増設するとともに、軸重自動計測装置や走行状況を把握するための I T V カメラの設置を推進する。

b 減速を促す標識・標示の設置・改良

標識の視認性の向上（大型化、灯火化及び可変化）や運転者に減速を促す標示の設置・改良（車線境界線のワイド化、くし形減速マーク等）を行い、走行速度の抑制を図る。

c 高速走行抑止システムの増設

高速走行車両の検出、高速走行車両に対する警告及び高速走行車両の取締り機能を持つ高速走行抑止システムの設置を推進し、走行速度の抑制を図る。

d 大型自動車の通行規制等の検討

交通実態や迂回路等の整備状況等を勘案して、大型自動車の通行規制等の検討を行う。

(4) 沿道対策等の推進

(略)

(5) 自動車単体対策の強化

(略)

(6) 低公害車の普及促進

(略)

(7) 自動車公害防止計画の策定に対する支援

(略)

(8) 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（以下「自動車NO_x法」という）の進行管理

(略)

(9) 普及啓発活動の推進

(略)

(10) その他

(略)

5 今後の取組

関係省庁は、3に示したように地域的取組を支援していくほか、今後とも本連絡会議等の場において相互に密接な連携を図りつつ、本とりまとめに盛られた道路交通騒音対策を着実に実施していくものとする。

【第2問】 (配点：50)

小売業を営むXは、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）上の特定容器利用事業者として再商品化義務を履行するため、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会との間で再商品化に関する契約を締結して委託料を支払ってきた。Xは、容器包装リサイクル法が特定容器利用事業者に特定容器製造等事業者よりも過重な負担を課するのは、憲法に違反し、容器包装リサイクル法の規定に係る国会の立法行為は違法であると主張して、国家賠償を請求する訴訟を提起したいと考えている。

【設問1】

容器包装リサイクル法等における費用負担の考え方について以下の問いに答えなさい。

- (1) 容器包装リサイクル法における費用負担はどのような考え方に基づいているか。その考え方について説明しなさい。
- (2) ①(1)の考え方は同法のどの点にあらわれているか、条文上の根拠を挙げつつ簡潔に説明しなさい。②その中には、規定の導入以降実際には機能を果たさなくなってきた規定もある。それについては、なぜ機能を果たさなくなってきたかについても説明しなさい。
- (3) (1)の考え方は循環型社会形成推進基本法にも定められている考え方である。それは同法のどの点にあらわれているか、条文を挙げつつ答えなさい。

【設問2】

問題文との関連で、以下の問いに答えなさい。

- (1) 現行の容器包装リサイクル法は、実際に容器の製造に関与していないともいえる特定容器利用事業者に費用負担を課している。その背景にある実質的根拠は何か。
- (2) 現行の容器包装リサイクル法において、特定容器利用事業者に特定容器製造等事業者よりも過重な負担を課しているとするXの主張に関連する規定は、同法の条文のどの点か。
- (3) (2)の規定については国には立法裁量があるとしても、立法上の適切さを考えた場合、立法論としては、特定容器製造等事業者と特定容器利用事業者の負担は同等とした上で、双方の事業者にインセンティブをより適切に与える他の方法も考えられる。【資料】を読み、どのような方法が考えられるかを指摘しなさい。
- (4) Xは、問題文の訴訟は提起せず、今後、委託料の支払を留保するという選択肢も考えている。留保した場合、行政側はXに対してどのような措置を採ることが考えられるか。条文を挙げつつ説明しなさい。

【資料】

2015年に欧州委員会が発表した循環経済パッケージの中には製品デザインに対する具体的な提案が2つある。そのうちの一つが調整料金制度である。こうした流れの中で、2016年の「O E C D（経済協力開発機構）ガイダンス改訂版」に調整料金制度が位置づけられたとみるべきだろう。またこれは、理論的に望ましいとされるリサイクラビリティに基づく製品課金を簡易的に導入したものと捉えられる。ガイダンス改訂版2章の推奨事項でも、フルコスト、可変料金制、静脈セクター・消費者からメーカーへの情報フロー拡大、P R O（Producer Responsibility Organisation）によるエコデザイン投資への支援、国際協調と並んで、調整料金制度や新技術利用等の革新的方法の検討があげられている。

フランスはE Uの中でも調整料金制度を先駆的・積極的に導入している。（中略）具体的には、欧洲レベルの制度またはE Uの規制に対応した7つの制度に加えて、フランス独自の制度として廃タイヤ（2004年）、印刷物等（ただし本・雑誌・新聞・行政文書は今のところ対象外：2007年）、衣類・家庭用リネン類・履物（2009年）、在宅医療の注射針等（2013年）、家具（2013年）、家庭用薬品廃棄物（2013年）、ボトル入りガスボンベ（2013年）、レジャー用・スポーツ用ポート（2018年から実施予定）の8つの制度がある。そのほか自主的取組としてオフィス系インクカートリッジ（2000年）、農業用品（農薬容器、未使用農薬、農業用フィルム等：2001年）、トレーラハウス（2010年）があげられている。2000年以降、順次拡大されており、また制度改革も進められている。こうした制度改革の一つが調整料金制度である。

（中略）エコデザインを推進するために、特に製品デザインや耐用年数、使用後のリサイクル等の環境面に関する判断基準に基づいてP R Oへのリサイクル委託料金（contribution）を調整することが定められた（フランス環境法L 5 4 1 – 1 0 – 9条）。

（山川肇・廃棄物資源循環学会誌29巻1号39頁（抜粋）（引用に当たり、一部追記した。））

論文式試験問題集 [国際関係法（公法系）]

[国際関係法（公法系）]

[第1問] (配点：50)

P大陸東部地域において南北に隣接するA国及びB国は、いずれもその東側においてQ海に面している。両国間には α 山脈が東西に走っており、その分水嶺が両国の陸の国境線とされていて、北側のA国と南側のB国を分けつつ、東端はQ海にやや突き出た β 岬まで続いている。A国もB国も α 山脈の分水嶺が陸地境界線となること及び β 岬が陸地境界線の東の終点であることは争っていないが、海洋に関する境界線については合意がなされていなかった。北側のA国は、 β 岬から子午線に沿うように北へほぼまっすぐに伸びる低潮線を通常基線として定め、国内法により当該基線から12海里までの海域を領海とし、通常基線から200海里までの海域に排他的経済水域（以下「EEZ」という。）を、その下の海底部分に大陸棚を設定した。これに対して、南側のB国の海岸線は β 岬からやや緩やかに南西方向に伸びており、 β 岬より南側には、海岸に沿って沖合約5海里のところに一連の島と低潮高地が存在している。B国は国内法により、基線の一部についてこれらの島と低潮高地をつないで直線基線とするとともに、当該基線から12海里までの海域に領海を、200海里までの海域とその下の海底部分にそれぞれEEZと大陸棚を設定した。

AB両国は、海洋境界線の設定に関して何度かの交渉を経てそれぞれの基線を確認した上で、領海については等距離線で境界画定することに合意したが、EEZ及び大陸棚については単一の境界画定線とすることに合意したもの、その境界画定線をどこに引くかに関しては合意に至らなかつた。AB両国間での主たる意見の相違は、 β 岬が位置する緯度よりも約6海里北側でA国沖約30海里のところにある γ 島（面積約0.5平方キロメートル）の取扱いと、海洋境界画定に関するAB両国それぞれの関連海岸線の長さについてであった。AB両国とも γ 島がB国領であることを認めていたものの、A国は、 γ 島が無人島であることから海洋境界画定についてはその存在を無視することを主張したのに対し、B国はこれを関連事情として考慮すべきであると反論した。また、海洋境界画定に関するA国とB国の関連海岸線について、A国の主張によれば、その長さはA国が約400キロメートル、B国は約410キロメートルで、長さの比は約1:1となり、A国が主張する境界画定線で分けられる海域の面積も約1:1となる。これに対して、B国の主張によれば、関連海岸線の長さはA国が約400キロメートル、B国は約620キロメートルで、約1:1.5であり、 γ 島を関連事情として考慮した境界画定線で分けられる海域の面積は約1:1.7になるという。

その後、B国が、 γ 島に埋立て用の作業船とこれを護衛する軍艦を派遣し、 γ 島の周辺を埋め立てて島を大きくする作業を開始しようとしたため、A国もまた、 γ 島の周辺海域に軍艦を派遣してB国の作業船による埋立作業を中止させるために威嚇発砲を行ったところ、B国の軍艦もこれに応戦したため、AB両国軍艦の間で武力衝突が発生した。A国は、B国との武力衝突が生じている最中に、AB両国間におけるEEZと大陸棚の境界画定に関する問題を、国際司法裁判所（以下「ICJ」という。）に一方的に付託して海洋境界線の画定を求めたほか、B国に対して埋立作業と軍事活動を停止して γ 島の周辺海域からB国の船舶を撤収させ、紛争を悪化・拡大するような措置を控えることを指示する仮保全措置も併せてICJに要請した。

A国が海洋境界画定問題をICJに付託した後、C国の軍艦X号がB国との主張する領海に入域して、更にB国が設定した直線基線の内側に入り、この直線基線とB国の低潮線との間の海域を迅速かつ継続的に通航しているところをB国の沿岸警備隊が発見するという出来事が生じた。B国の沿岸警備隊は、X号を発見した海域からB国が設定した領海外まで直ちに出るようX号に通知したところ、X号は、これを無視してB国の直線基線と低潮線との間の海域をしばらく航行した後、B国との主張する領海内を航行してようやくB国との領海の外に出た。B国は、国内法令で自国領海内での外国軍艦の通航について事前の許可申請や事前の通告を求めてはいなかつたが、直線基線の内側は内水であつて外国軍艦の通航は許容されないと主張して、この事件の後、X号の通航がB国の主権

を侵害する行為であるとしてC国に対して抗議を行った。

A国、B国及びC国はいずれも国際連合（以下「国連」という。）の原加盟国であり、上記の出来事が生じた時点では既に1982年の海洋法に関する国際連合条約（以下「国連海洋法条約」という。）の当事国でもあった。またA B両国は、国連加盟時に国際司法裁判所規程第36条第2項に基づき I C J の管轄権を受諾する宣言を留保なしで行っている。

以上の事実を基に、以下の設問に答えなさい。

【設問】

1. A国が I C J に要請した仮保全措置に関して、近時の I C J の判例を参考にしつつ、指示が命じられるための要件を確認した上で、A国は、自らが要請した仮保全措置が I C J により指示されるためにいかなる主張が可能かについて論じなさい。
2. B国は、国連海洋法条約上、E E Z と大陸棚の境界画定に関するいかなる主張が可能かについて、海洋境界画定に関する近時の国際判例を参考にしつつ論じなさい。
3. X号の通航がB国の主権を侵害する行為であるというB国との抗議に対して、C国は国際法上いかなる反論が可能かについて論じなさい。

【第2問】 (配点：50)

α 河は、ある大陸を流れる広い流域面積を有する河川で、同大陸の複数の国の領域を流れていた。A国は、 α 河から分岐した支流の β 川を挟んでB国と隣り合っていた。また、同じく α 河から分岐した別の支流である γ 川が、別の隣国であるC国との国境線をまたいで複雑に蛇行していた。

A国では19世紀末から少しづつ工業化が進み、特に α 河上流地域に位置するD国から多くの石炭を輸入することで栄え始めた。 β 川は、そのための重要なルートであったが、他方、 β 川をめぐってA国とB国の双方が領有権を主張していた。AB両国は外交交渉を重ね、その結果、20世紀初頭には、「 β 川の主権はB国に属する。他方、A国は β 川において、産業目的のため、永久の航行利用権を有する。」との条項を有する協定（以下「P協定」という。）を締結した。

この大陸では、20世紀後半になって、E国などのごく僅かな国を除いて、地域のほぼ全ての国である30数か国が加盟する一般的な地域国際組織Qが設立された。その設立条約によれば、Qはこの地域と世界の「平和、安全及び進歩を達成すること」を目指して設立され、また、総会や理事会、事務局などのほか、地域の安全保障や人権保障、社会的福利増進のための各種機関を備えていた。Qはこの大陸の中心的な国際組織として、設立以来、その目的に照らした活動に積極的に取り組み、各種分野において着実に実行を積み重ねていった。

21世紀に入り、A国は自国の国土開発計画を見直す中で、自国と関わりのある河川の有効利用を考え始めた。

β 川については、これまで石炭輸入のための輸送以外には利用されてこなかったが、 β 川は起伏に富んだ風光明媚な地域を流れしており、また、他の地域にはない多様な生物が生息していた。そこで、A国は、有償で観光客を石炭輸送船に乗せる事業を国内事業者に許可し、あわせて、外国学術機関と契約して、研究を目的とする河川の生物資源調査を許すようになった。さらに、ちょうどその頃、上流のD国とE国との間で軍事的緊張が生じたため、A国は、 β 川を利用して、同じ石炭輸送船を用いてD国へ向けて対空砲や銃器・銃弾などの軍事兵器・物資の輸送も開始した。この種の軍事協力をA国は以前からD国に対して無償で行ってきたが、今回の輸送もこの協力の一環であり、緊張している地域の地理的位置から考えて β 川を利用するすることが戦略的に好ましいと考えられた。これに対し、B国は、A国に認めたのは石炭輸送のみであり、A国の行為はP協定違反だと主張した。

Qは、D国とE国の軍事的緊張が武力衝突に発展することを危惧して、Qの職員Xを含む国際監視団をD国にあるE国と隣接する国境地帯に派遣し、状況を監視させていた。しかし、その最中に、E国の軍隊がXをD国兵だと誤認して銃撃し死亡させた。Xの死亡を理由に、QはE国に損害賠償を求めたが、E国はこれを拒否し、Q設立条約にはQが損害賠償を求める権能については規定がないことを指摘しつつ、そもそも国際組織であるQにそのような権能がないと主張した。

他方、 γ 川についてもA国は新たな活用を検討し始めた。A国は、 γ 川流域に共同でダム4基から成る治水施設を構築する計画を立案し、C国に申し込んで、A国とC国がそれぞれ自国領域内において γ 川にダム2基ずつを建設することとする協定（以下「R協定」という。）を締結した。R協定によれば、その締結から8年以内をめどに工事を完成させ、運用を開始するものとされた。A国は即座に建設に取り掛かり、5年目には自国が建設することになっていたダムの建設を完了させた。他方、C国はR協定を締結した直後から経済状況が苦しくなり、ダム建設は停滞していった。さらに、C国国内で環境保護団体が、 γ 川流域には多様な生物が生息していることに着目してダム建設はこの付近の生態系を壊すとの主張を行うようになった。C国国内ではダム建設に反対する声が高まり、ついにはこれに支持された政党が政権を取るに至り、ダム建設作業は完全に停止した。A国はC国に対して、ダム建設を継続するように申し入れたが、新政権下のC国は聞き入れず、それどころかC国国内の γ 川流域を自然保護区とする国内法を制定した。この国内法によれば、自然保護区にダムや発電所などの一定以上の規模の建設物を設置できないとされる。A国は、4基のダムが一体として機能することで初めてR協定締結時に予定していた効果が発揮できることから、自

国がこれまで投じた建設費用の相当部分が無駄になったと抗議し、C国に損害賠償を求めた。他方、C国は、γ川流域を自然保護区とする国内法によってR協定を守ることはできなくなったとして不遵守を正当化し、かつ、R協定の無効を主張し、さらに、経済的苦境や環境保護は喫緊の問題なのであって、これは緊急避難に当たり、損害賠償を支払う義務はないとも主張した。

なお、A国～E国は、いずれも条約法に関するウィーン条約の当事国である。また、A国～D国は、国際組織Qの加盟国である。

以上の事実を基に、以下の設間に答えなさい。

[設問]

1. A国がP協定に違反しているとのB国の主張に対して、国際法上どのように評価できるかについて論じなさい。
2. 国際組織Qは、自らに生じた損害の賠償を請求するために、E国に対してどのように主張できるかについて論じなさい。
3. R協定に関するC国の主張は国際法上認められるかについて論じなさい。

論文式試験問題集 [国際関係法（私法系）]

【国際関係法（私法系）】

【第1問】（配点：50）

甲国法人A社は、食品の加工・製造・販売を業とする株式会社であり、様々な国の企業との間で、食品や食材の輸出入の取引をしている。A社は、2022年1月10日、日本法人B社との間で、A社を売主、B社を買主とし、日本法を準拠法とする、A社製の食品の売買契約（以下「売買契約①」という。）を締結して、B社に対する3000万円の売買代金債権（以下「債権①」という。）を取得した。

以上の事実を前提として、以下の設問に答えなさい。なお、【設問1】と【設問2】は独立した問い合わせである。

【設問1】

B社は、2022年2月1日、A社との間で、B社を売主、A社を買主とし、甲国法を準拠法とする、冷凍食材の売買契約（以下「売買契約②」という。）を締結して、A社に対する3200万円の売買代金債権（以下「債権②」という。）を取得した。売買契約②の契約書には、「この契約から生じる一切の紛争については、甲国P市にあるP地方裁判所を専属的管轄裁判所とする」旨の条項（以下「本件条項」という。）が定められていた。

A社は、債権①の弁済期が到来した後もB社から債権①の弁済がなかったため、同年3月1日、B社に対し、債権①の弁済を催告した。B社は、同年5月25日、A社に対し、自己が有する債権②をもって、債権①と対当額において相殺する旨の意思表示をした（以下「本件相殺」という。）。

【小問1】

A社が、同年12月1日、B社を相手取り、債権①の弁済を求めて、東京地方裁判所に提起した訴訟において、B社が本件相殺を抗弁として主張したのに対し、A社は、本件条項は、売買契約②から生じる一切の紛争について、その最終的な解決を甲国の特定の裁判所に委ね、日本の裁判所の管轄を排除するものであるから、日本の裁判所において債権②について審理・判断することはできないと主張した。A社の主張が認められるか否かについて、どのように考えた根拠を挙げて論じなさい。なお、本件条項に係る合意は、民事訴訟法第3条の7の要件を満たし、効力を生じているものとする。

【小問2】

【小問1】において、日本の裁判所において債権②について審理・判断することができるものと解した場合、本件相殺を理由とするB社の抗弁について、いずれの国の法によって判断されるべきかを論じなさい。

【設問2】

A社は、2022年2月10日、乙国法人C社に対し、債権①を譲渡した。A社は、B社に対し、公証人が同日の日付印を押した証書によって、債権①をC社に譲渡した旨の通知を発し、この通知は、同月12日、B社の本社に郵便で到達した。C社は、債権①の弁済期が到来した後もB社から債権①の弁済がなかったため、同年3月1日、B社に対し、債権①の弁済を催告した。なお、各小問は独立した問い合わせである。

【小問1】

B社は、C社に対し、B社が既にA社に対して債権①の弁済をしたことを理由として、同年5月25日、債権①の弁済を拒絶する旨の通知をした。

C社が、同年12月1日、B社を相手取り、債権①の弁済を求めて、東京地方裁判所に提起した訴訟において、この弁済を理由とするB社の抗弁が認められるかについて、いずれの国の法によって判断されるべきかを論じなさい。なお、この訴えについて、日本の裁判所の国際裁

判管轄権は認められるものとする。

【小問2】

甲国法人D社は、同年2月1日、A社に対し、3000万円を貸し付けるとともに、この貸付けに基づく貸金債権の引き当てとして、A社から、債権①を目的とする債権譲渡担保権の設定を受けていた。この契約においては、甲国法が準拠法とされていた。A社は、B社に対し、この債権譲渡担保権の設定について何ら通知をしていない。なお、甲国法上、債権譲渡又は債権譲渡担保権の設定の第三者対抗要件は、債権譲渡契約又は債権譲渡担保権設定契約の締結時期の先後で決まるとしている。

D社は、上記貸金債権の弁済期が到来した後もA社からその弁済がなかつたため、債権①を目的とする譲渡担保権を実行することとして、同年6月1日、B社に譲渡担保権実行の通知をしたところ、B社は、同年7月1日、債権①の債権者を確知することができないとの理由により、売買契約①に基づく売買代金3000万円を東京法務局に供託した。

C社とD社の間で、この供託に係る供託金還付請求権の帰属が争われ、東京地方裁判所に訴えが提起された場合において、C社とD社のいずれが債権①を取得したかについて、どのような判断がされるべきかを論じなさい。なお、この訴えについて、日本の裁判所の国際裁判管轄権は認められるものとする。

【第2問】(配点: 50)

A女（甲国籍）は、甲国K市の理工系の大学院に在学中、留学生のB男（乙国籍）と知り合い、両者は親密な交際を始めた。両者の関係は、Aが大学院を修了後に、日本の工作機械メーカーO社の甲国における現地法人P社に技術者として就職してからも継続した。やがて、AはBの子を懷妊するに至ったが、その直後に両者の関係が悪化し、両者は話合いの末に交際関係を解消した。Aは、Bとの関係を解消してから間もない2010年1月、未婚のままでYを出産し、Yは出生により甲国籍を取得した。その後しばらくして、Bは大学院を修了したが、Yを認知しないまま乙国に帰国し、それ以降、BとA及びYとの間に一切の連絡はない。

その後、Aは、Yを育てながらP社で働いていたが、ある時、O社からP社に一時的に出向してきたX男（日本国籍）と知り合い、両者は親密な交際を始めた。しばらくして、Xは、Aの歓心を買うため、血縁関係のないYを自分の子として認知することを決意し、2012年1月上旬、甲国K市の身分登録所にAと一緒に立って出頭した上、身分登録をつかさどる官吏に対し、Yを自分の子として認知する旨の意思表示を行い（以下「本件認知」という。）、甲国の身分登録簿には、Yに係る身分事項として、本件認知が登録された。さらに、同月下旬、AとXは、甲国K市において、甲国法上の方式で婚姻し（以下「本件婚姻」という。）、甲国の身分登録簿には、Aに係る身分事項として、本件婚姻が登録された。その翌月の同年2月、Xは、戸籍法第41条第1項の定めるところに従い、甲国K市駐在の日本国領事に対し、本件認知及び本件婚姻に関してそれぞれ作成された証書の謄本を提出し、その後間もなく、Xの戸籍には、その身分事項として、本件認知及び本件婚姻が記載された。

2015年、XがP社への一時的な出向を終えてO社に復帰することとなったことを契機として、O社とP社との間で、A及びXの要望に基づき、AをP社からO社に出向させるとともに、A及びXをいずれも、O社の東京本社に配属する旨の人事上の調整が行われ、同年4月、A及びXは、Yを伴って日本に転居し、東京都内の住宅において同居生活を開始した。

ところが、日本での同居生活を開始してから、AとXの関係は次第に悪化していき、ついには、両者の婚姻関係は実質的に破綻している状態となった。そこで、A及びXは、話合いの末に別居することとして、2018年10月以降、Xは横浜市内の住宅に単身で居住し、AはYと共に従前と同じ東京都内の住宅に居住している。

以上の事実を前提として、以下の設問に答えなさい。なお、【設問1】と【設問2】は独立した問い合わせである。

【設問1】

Xは、2019年7月、東京家庭裁判所に対し、Yを被告として、本件認知が血縁の事実に反することを理由として、認知の無効の訴えを提起した。この訴えについて、日本の裁判所の国際裁判管轄権は認められるものとする。また、本設問において反致の成立はないものとする。なお、甲国法及び乙国法には、親子関係の成立等に関し、それぞれ次の規定が存在する。

【甲国法】

- ① 嫡出でない子は、その父が認知することができる。
- ② 認知は、身分登録吏又は裁判官の面前での意思表示によってする。
- ③ 認知をした者は、認知の時から7年以内に限り、認知について反対の事実があることを理由として、認知の無効の訴えを提起することができる。

【乙国法】

- ④ 非嫡出父子関係は、親からの意思表示を要することなく、血縁関係が証明されるときに成立する。

【小問1】

本件認知が方式上有効に成立しているかについて論じなさい。

【小問2】

本件認知は方式上有効に成立しているものとする。この場合において、Xによる認知無効の請求は認められるか。訴訟上、Yの血縁上の父がBであることが不明のままであるときと、提出された証拠により、Yの血縁上の父がBであることが証明されたときのそれについて、論じなさい。

【設問2】

Aは、2019年4月、Yを連れて行くことについてXの同意を得た上で、Yと共に甲国へ帰国し、そのまま現在まで甲国K市で生活している。Xは、2015年に日本に帰国してから甲国に渡航したことはなく、現在も日本で生活している。

Aは、2022年4月、甲国のK裁判所に対し、Xを被告として、離婚を請求するとともに、附帯処分として財産分与を申し立て、提訴した。

甲国と日本との間の司法共助に基づき日本において訴状の送達を受けたXは、甲国の弁護士を訴訟代理人として選任した上、K裁判所における答弁として、主位的には、甲国の裁判所は国際裁判管轄権を有しないとして訴えの却下を求め、予備的には、請求に理由がないとして請求棄却を求めた。これに対し、K裁判所は、2023年4月、下記の甲国法⑤及び⑥の規定に基づき、離婚及び財産分与のいずれについても国際裁判管轄権を有すると判断した上、Aの離婚請求を認容するとともに、財産分与として300万円の支払をXに命じる内容の判決（以下「本件判決」という。）をし、翌月、本件判決は確定した。

そこで、Aは、東京家庭裁判所に対し、本件判決のうち300万円の支払を命じる部分について、民事執行法第24条に基づいて執行判決を求める訴えを提起した。

この場合において、執行判決の要件である民事訴訟法第118条第1号の要件が具備されているかについて論じなさい。

【甲国法】

- ⑤ 離婚に関する訴えは、原告が甲国に1年以上継続して住所を有するときは、甲国の裁判所に提起することができる。
- ⑥ 裁判所は、甲国の裁判所が離婚の訴えについて管轄権を有するときは、財産の分与に関する処分についての裁判に係る事件について、管轄権を有する。